

令和 8 年度第 1 1 回（令和 8 年 9 月 1 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 4〕

1 件名

災害時における温冷水の供給協力に関する協定締結について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

国が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、避難生活に不可欠な食糧・飲料水・毛布等の生活必需品を災害発生時に提供できる体制の整備及び避難所における食料・飲料水の備蓄や食物アレルギー等への配慮について示されている。

令和 8 年 2 月、ウォーターサーバー事業を行う株式会社ナック及びその販売店である有限会社岡部薬局、協業組合石巻浄化槽管理センター、有限会社ジェーシーサービスの 3 者から災害時における温冷水ウォーターサーバーの供給に関する協定締結の申し入れがあり、協定内容について協議を進めてきた。

【目的】

協議が調ったことから、災害時における避難者等への温冷水の供給を図るため、協定を締結するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 ☐無】**

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）

【総合計画の位置付け： ☐有 ☒無】**【個別計画の位置付け： ☐有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 2 月 株式会社ナック、有限会社岡部薬局、協業組合石巻浄化槽管理センター、有限会社ジェーシーサービスから協定の締結について申出

4 月 協定締結に向けた協議

5 主な内容**1 協定内容**

災害時における避難者等への温冷水ウォーターサーバー及び飲料水ボトルの供給

2 協定締結期間

協定締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（1 年ごとに自動更新）とする。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

災害時に必要不可欠な飲料水の提供が可能となり、被災者等の生活安定を図ることができる。

【市財政への負担】

温冷水ウォーターサーバー本体は無償貸与（設置費用含む）。

飲料水ボトルは、災害発生の前における販売価格により市が負担する。

（財源）激甚災害に指定された場合は、災害救助費（国庫補助）が適用される。

7 他の自治体の政策との比較検討

秋田県秋田市ほか全国 2 0 自治体と協定を締結。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月30日 協定締結式（時間：午前10時30分から 場所：402会議室）

9 その他

○協定の締結状況（令和8年7月末現在）

内訳	協定数	締結先等
災害時の支援協力に関する協定	191	各民間企業関係（147協定） イオン株式会社、日本郵便株式会社、石巻専修大学、 社団法人石巻医師会 等 福祉避難所関係（44協定） 社会福祉法人石巻祥心会、社会福祉法人つつじ会 等

災害時における温冷水の供給協力に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）、株式会社ナック（以下「乙」という。）、有限会社岡部薬局（以下「丙１」という。）、協業組合石巻浄化槽管理センター（以下「丙２」という。）及び有限会社ジェーシーサービス（以下「丙３」という。）（以下丙１、丙２及び丙３を「丙」と総称する。）は、石巻市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における温冷水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙による温冷水の供給に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第２条 甲は、災害時において、被災者等に温冷水を供給する必要があると認めるときは、乙に対し、支援協力を要請するものとする。

２ 甲は、前項の規定により乙に対して支援協力の要請を行うときは、支援協力要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後において速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲からの支援協力の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、直ちに協力体制を整え、丙と連携して支援協力を行うものとする。

（物資の供給等）

第４条 前条の規定により乙及び丙が行う支援協力は、次のとおりとする。

（１） 丙が保有するウォーターサーバー及び飲料水ボトル（以下「物資」という。）を甲に供給すること。

（２） 丙が、物資を甲の指定する場所まで運搬し、設置すること。ただし、丙の保有する物資の在庫が不足した場合は、乙又は乙の指定する事業者が運搬及び設置を行うものとする。

２ 物資の数量、引渡しの日時及び場所その他必要な事項は、甲の希望を踏まえ、乙及び丙の供給体制並びに被害状況等を考慮の上、甲乙協議して定めるものとする。

３ 乙又は丙が運搬した物資は、甲が品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条第1項に規定する支援協力の実施に要する経費の負担については、次に定めるところによる。

- (1) 乙及び丙は、ウォーターサーバーを甲に無償で貸与する。
- (2) 乙及び丙が供給する飲料水ボトルの価格は、災害発生の直前における販売価格とし、甲が負担する。
- (3) 物資の運搬及び設置に要する費用については、乙又は丙が負担する。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定により支援協力を実施したときは、その都度、速やかに業務実施報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ、この協定に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があったときは、その都度、相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙から文書で相手方に協定廃止の意思表示をしないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 宮城県石巻市
石巻市長

乙 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号新宿センタービル42階
株式会社ナック クリクラビジネスカンパニー
クリクラビジネスカンパニー代表

丙1 宮城県石巻市渡波町三丁目1番26号
有限会社岡部薬局
代表取締役

丙2 宮城県石巻市門脇字元明神30番地18
協業組合石巻浄化槽管理センター
理事長

丙3 宮城県岩沼市土ヶ崎三丁目11番2号
有限会社ジェーシーサービス
代表取締役